

国庫金の請求及び返還事務入門

(補助事業者向け)

この資料では、国庫金（国から交付される補助金、負担金、交付金等）のうち、大阪府会計管理者に請求する場合や、返還のための納入告知書を受ける場合の事務の流れを説明しています。国庫金の請求や返還をされる時、参考にさせていただければ幸いです。

なお、大阪府の担当室課が申請書類や請求書類をとりまとめている場合は、それぞれの担当室課に手続の詳細を確認してください。

また、国の各省各庁の長に対し直接請求する等の手続を行っている場合も、その各省各庁の指示に従ってください。

1 国庫金の請求事務

官署支出官大阪府会計管理者の役割

大阪府会計管理者は、厚生労働省や環境省などからの委任を受けて、国の会計事務のうち、特定の補助金や交付金等にかかる支出の決定の事務を行っています。

これは、大阪府の会計とは別に、国の会計機関（官署支出官）として行っています。支払する補助金などは、国の会計から支出するもので、大阪府会計管理者が支出の決定をすると、財務省会計センターの指示により、日本銀行から補助事業者（市町村等）の金融機関口座に振り込まれます。

官署支出官の事務は大阪府会計局会計総務課国費・財務グループで取り扱っています。

交付決定のとき

国の各省各庁の長等から補助事業者に対して国庫金の交付決定がされたときは、同時に官署支出官大阪府会計管理者あてに、交付決定があったことを知らせる通知文書と、国の支出負担行為を行ったことを示す決議書が送付されます。

大阪府会計管理者は、補助事業者からの請求があったとき、これらに基づいて支出の決定をします。

[事例] 請求事務を忘れずに！

交付決定があったことを通知する文書は国の各省各庁の長等から大阪府に届いているものの、年度末間近になっても請求のない案件が年に数件あります。交付決定があっても、適切な時期に請求事務をしなければ国庫金を受け取れないので注意してください。

請求時期

国の各省各庁等では支払時期に合わせて、支払計画示達（支払できる金額を日本銀行に用意したという通知）を大阪府会計管理者あてに行います。会計管理者は、支払計画示達の範囲内で、請求のあった金額を支払うことができます。

国庫金の請求方法は、概算払請求と精算払請求があって、それぞれの条件は次のとおりです。

概算払請求（3月末までに受け入れるもの）

国庫金の交付決定通知到着後、国庫金の額の確定通知が来る前であること
（事業が完了していても、額の確定が行われていないときは、概算払請求します）

精算払請求（4月末までに受け入れるもの）

国庫金の額の確定通知が来てからの請求であること

年度終了後（4月中）の概算払請求はできません。また、国の会計の出納整理期限は4月末ですので、精算払請求であっても4月末までしかできません。

[事例] 請求の時期に注意！

国庫金の令和4年度分の交付決定の通知があった場合、令和4年度分の概算払は、令和5年3月末までに支払をします。（当該年度分が概算払か精算払か不明なときは、交付決定をした国の各省各庁等に確認してください。）

令和3年度分の額の確定に伴う追加交付は、確定通知後の精算払（通常払）ですので、令和5年4月末までに支払をします。

請求期限に間に合うよう請求してください。

請求書類等の提出期限

請求書類等は、通常の時期には振込希望日のおよそ10開庁日前までに大阪府会計局会計総務課国費・財務グループに提出してください。

ただし、3月、4月の支払は、大阪府ホームページで案内する到着期限までに提出してください。

https://www.pref.osaka.jp/kaikei/kokuhi_3/index.html

請求に必要な書類

請求書の様式や、請求書に添付する書類は、大阪府ホームページに詳しく記載しています。

https://www.pref.osaka.jp/kaikei/kokuhi_3/index.html

歳入徴収官が作成した納入告知書により補助事業者が納付した返還金は、大阪府の会計とは別に、直接国庫に返還されます。

歳入徴収官の事務は大阪府会計局会計総務課国費・財務グループで取り扱っています。

返還の通知が来たとき

補助金などの額の確定通知書には、すでに交付を受けた額より確定額が少ない場合、「超過交付となった金〇〇〇円については、令和〇年〇月〇日までに返還すること」というように、返還期限が示される場合があります。

国の各省各庁等では、債権が発生したときは、大阪府会計管理者あてに債権発生通知書を送付します。

大阪府会計管理者は、この債権発生通知書の内容を調査した後、納入告知書を発行します。

納入告知書は、財務省会計センター（東京都）から普通郵便で直接発送する場合と、大阪府会計局が大阪府の事業担当課にお渡しし、補助事業者（市町村等）には大阪府の事業担当課を通して逡送等でお送りする場合がありますが、原則、財務省会計センターからの発送となります。

返還期限の1週間前になっても納入告知書が未着の場合は、大阪府会計局会計総務課国費・財務グループまでご連絡ください。

返還金の支払をするとき

国庫金の返還は、確定通知書に記載されている返還期限を1日でも越えると、延滞金が発生します。ご注意ください。

（問い合わせ先）

大阪府会計局会計総務課国費・財務グループ

電話：06-6941-0351（内線 2067・2075・2076）

FAX：06-6947-7204

Mail：kaikei-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp